

町田市市民センター等の未来ビジョン推進委員会設置要綱

第 1 設置

町田市市民センター等の未来ビジョンの推進に関し、関係者等の意見を聴取するため、町田市市民センター等の未来ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

（１）町田市市民センター等の未来ビジョンの推進に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 組織

1 委員会は、委員 9 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）学識経験を有する者 3 人以内

（２）町田市町内会・自治会連合会の代表 2 人以内

（３）町田市市民センター等の運営に関する経験及び識見を有する者 2 人以内

（４）公募による市民 2 人以内

第 4 委員の任期

1 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 5 委員長

1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第 6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 庶務

委員会の庶務は、市民部市民総務課において処理する。

第 8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2022年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2040年3月31日限り、その効力を失う。